

屋久島町移住定住促進パンフレット製作業務仕様書

1 業務名

屋久島町移住定住促進パンフレット製作業務

2 目的

地方や離島への移住定住を検討している方や屋久島町に興味を持っている方に呼びかけるツールの一つとして、町での生活や移住に関する施策等をわかりやすく説明し、かつ、デザイン性の高いパンフレットを作成することで、町の情報を効果的に発信し、移住先の候補地として選んでもらうことで、人口減少の抑制を図るものとする。

3 業務期間

契約締結日から令和4年2月28日

4 業務内容

(1) 作成内容

- ①パンフレットの企画、デザイン、取材、写真撮影※、原稿データの作成、編集、校正、印刷等のパンフレット作成に係る全ての業務
- ②パンフレットに掲載する施設等への取材及び調整等については、屋久島町と受託者が協力して行うものとする。
- ③業務に必要な資料の収集や写真撮影は受託者が行うものとし、屋久島町は既存資料や写真の提供など、受託者の業務の遂行に協力するものとする。
※新型コロナウイルス感染症の国内発生状況を鑑み、受注者は、必ずしも屋久島町に赴いて写真撮影をする必要はなく、代わって屋久島町等に在住の適正なカメラマンに当該一部業務を再委託したり、適正なカメラマンから写真素材を購入したりするなどしてパンフレットに使用する写真を揃えることができる。

(2) コンセプト

- ①本町での生活の様子を、文章だけでなく、写真等により分かりやすく、効果的にPRすること。
- ②まずは手に取ってみたいくなり、他の自治体と差別化ができるような表紙などのデザインにすること。
- ③移住を検討している方の目線で、屋久島町での生活を具体的にイメージできるような内容にすること。
- ④食や里地の風景など、住民の日常の生活範囲での屋久島町の魅力発信につながる内

容とすること。

(3) 掲載内容

掲載順序及び掲載量は指定しない。移住希望者にとって効果的と考えられる内容を提案すること。

5 パンフレット仕様

- (1) 規格：A5版以上（目を引き、手に取りやすく、持ち帰りのしやすいサイズを提案すること。）
- (2) ページ数：両面刷り、20ページを基本とするが、本業務に最適なページ数があれば提案すること。
- (3) 色数：4色印刷（フルカラー）
- (4) 製本：中綴じ
- (5) 紙質：マットコート110kg相当を基本とするが、本業務により適したものがあれば提案すること

6 成果物の納入

(1) 成果物

- ①パンフレット 1,000部
- ②パンフレットWeb公開用データ一式（CD-ROM形式）
- ③その他、当該業務において使用した画像データ等の素材

(2) 納入期限

令和4年2月28日（月）

(3) 納入場所

〒891-4207

鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20

屋久島町役場本庁舎 観光まちづくり課

7 著作権の譲渡等

- (1) 成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を当該著作物の引渡し時に委託者へ無償で譲渡すること。
- (2) 委託者は、成果物が著作物に該当する場合又は該当しない場合にかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
- (3) 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的

の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意すること。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

- (4) 受注者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任を負うものとする。

8 留意事項

- (1) 本仕様書に明記されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、双方協議の上、誠意をもって対応するものとする。
- (2) 本業務に係る内容は、発注者と受注者との調整の中で変更する場合がある。それに伴う仕様の変更等については、協議の上で決定することとする。
- (3) 本業務の遂行にあたり、発生した事故等については受注者の責任において対処することとし、生じた損害については、原則として受注者が負担するものとする。
- (4) 受注者は、本業務を遂行する上で知り得た情報又は秘密について、発注者の承諾を得ることなく第三者に漏らし、又は業務以外の目的に使用してはならない。契約期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。
- (5) 受注者は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）その他労働関係法規を遵守するとともに、従事労働者に係る適正な雇用条件の確保に努めること。また、個人情報の取扱いを適正に行い、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (6) 受注者は、業務の完了を確認するための検査を受け、その合格をもって業務完了とする。なお、成果品の納品後であっても、明らかな受注者の責任に帰する内容等の不備が発見された場合は、受注者の責任でこれを速やかに修正、その他必要な措置を行うものとする。